

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		4,994	348,974,864
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		171	4,658,790
債 務 控 除 額		2,751	41,307,604
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		629	3,348,988
課 税 価 格	実	5,012	315,675,038
相 続 税 額	算 出 税 額	4,938	41,769,756
	2 割 加 算 額	594	474,720
	計	4,938	42,244,477
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	177	471,328
	配 偶 者	759	10,475,379
	未 成 年 者	44	11,961
	障 害 者	119	158,021
	相 次 相 続	174	284,595
	外 国 税 額	-	-
	計	1,198	11,401,284
差 引 税 額	実	4,316	30,843,193
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		60	301,278
小 計		4,309	30,541,915
農 地 等 納 税 猶 予 額		36	490,213
株 式 等 納 税 猶 予 額		1	2,923
申 告 納 税 額	納 付 税 額	4,300	30,129,162
	還 付 税 額	32	80,383
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,677	136,470,000

調査対象等： 平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 外書は災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成19年分	4,736	315,178,179	42,908,778	13,174,761	4,096	29,226,359	27	86,519	1,609
平成20年分	4,665	303,756,791	42,075,610	12,313,302	4,017	29,076,964	22	56,246	1,580
平成21年分	4,575	298,566,642	39,186,996	11,025,630	3,951	27,219,916	29	79,233	1,577
平成22年分	4,795	319,544,909	45,809,726	10,901,777	4,109	34,152,288	20	36,503	1,626
平成23年分	5,012	315,675,038	42,244,477	11,401,284	4,300	30,129,162	32	80,383	1,677

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
門司	94	4,973,670	80	344,258	30
若松	85	6,165,113	77	660,624	35
小倉	310	19,280,719	266	1,505,401	105
八幡	235	14,211,011	198	1,185,733	84
博多	249	18,487,927	228	2,498,304	75
香椎	441	25,899,920	376	2,168,453	145
福岡	544	39,765,794	477	4,864,843	181
西福岡	538	36,801,524	469	3,902,485	176
大牟田	119	6,504,952	102	449,177	40
久留米	290	14,799,519	240	954,040	100
直方	31	2,639,844	27	345,034	12
飯塚	70	4,031,667	60	438,984	24
田川	50	4,556,067	45	538,155	17
甘木	47	2,895,409	38	178,225	17
八女	86	5,532,562	65	467,803	32
大川	34	1,765,120	31	69,134	13
行橋	69	4,299,374	57	270,872	28
筑紫	360	28,437,345	299	3,466,797	124
福岡県計	3,652	241,047,537	3,135	24,308,319	1,238
佐賀	227	12,848,857	191	976,076	79
唐津	86	4,577,165	71	296,839	28
鳥栖	123	5,838,944	111	387,686	35
伊万里	47	2,707,629	42	225,671	16
武雄	64	3,525,239	55	150,611	25
佐賀県計	547	29,497,834	470	2,036,883	183
長崎	426	25,764,115	375	2,539,712	128
佐世保	183	8,573,109	151	536,092	58
島原	57	3,281,035	48	258,604	22
諫早	97	4,223,077	76	129,981	32
福江	16	934,934	14	33,634	7
平戸	17	1,953,943	15	273,056	6
壱岐	X	X	X	X	X
厳原	X	X	X	X	X
長崎県計	813	45,129,667	695	3,783,961	256
総計	5,012	315,675,038	4,300	30,129,162	1,677

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数 人
		相続人の数 人	金 額 千円	相続人の数 人	金 額 千円	
本年分	申 告 額	5,009	315,444,927	4,298	30,080,497	1,677
	修正申告による増差額	102	578,513	154	115,573	57
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	31 △	348,402	53 △	66,907	28
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 5,012	315,675,038	実 4,300	30,129,162	実 1,677
過年分	申 告 額	190	9,133,330	167	620,729	90
	修正申告による増差額	762	9,157,330	1,084	1,680,708	451
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	233 △	2,189,512	290 △	1,171,507	130
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,178	16,101,148	実 1,528	1,129,930	実 576
合 計	申 告 額	5,199	324,578,257	4,465	30,701,225	1,767
	修正申告による増差額	864	9,735,843	1,238	1,796,281	508
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	264 △	2,537,914	343 △	1,238,414	158
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 6,190	331,776,186	実 5,828	31,259,092	実 2,253

調査対象等： 「本年分」は平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は、平成22年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成23年11月1日（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律により申告期限が延長された者は平成24年1月12日）から平成24年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成21年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成23年7月1日から平成24年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	2	481	36	3,603	-	-
過 年 分	735	141,433	139	39,722	102	137,939
合 計	737	141,914	175	43,325	102	137,939

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5 - 2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち		納付税額	法定相続人の数
			相続時精算課税適用財産価額	暦年課税分贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	406	33,756,711	1,181,208	185,308	488,708	957
1 億円超	832	115,105,013	1,383,130	1,109,833	4,908,466	2,703
2 "	244	58,710,432	469,535	496,011	4,645,663	924
3 "	124	46,063,006	701,730	286,058	6,462,563	446
5 "	38	22,003,260	426,814	216,040	4,663,628	136
7 "	20	16,006,915	230,955	96,587	3,477,694	74
10 "	11	14,569,342	256,121	833,490	3,315,289	49
20 "	1	2,656,320	-	108,100	591,886	5
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	1	6,573,928	-	7,000	1,526,601	4
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合 計	1,677	315,444,927	4,649,495	3,338,428	30,080,497	5,298

調査対象等： 平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	5	82	135	131	53	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	4	62	160	274	227	71	20	8	2	1	-	3
2 "	-	12	34	82	69	23	9	4	2	1	3	5
3 "	-	7	21	32	38	17	7	-	1	-	-	1
5 "	-	4	4	11	13	3	-	2	-	-	1	-
7 "	-	-	4	8	4	2	-	1	-	1	-	-
10 "	-	1	-	1	3	3	3	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	9	168	358	539	408	120	39	15	5	3	4	9

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	398	10,856,700
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	410	5,940,381
	宅地（借地権を含む。）	1,531	104,112,157
	山林	439	2,040,134
	その他の土地	441	12,339,335
	計	1,559	135,288,706
家屋、構築物		1,505	27,425,679
事業（農業） 用財産	機械器具、農具、じゅう器、備品	218	520,656
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	36	219,737
	売掛金	68	191,983
	その他の財産	149	1,492,131
	計	331	2,424,507
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	322	13,458,813
	同上以外の株式及び出資	915	12,873,065
	公債及び社債	386	8,181,120
	投資・貸付信託受益証券	561	12,354,167
	計	1,229	46,867,164
現金、預貯金等		1,661	89,941,721
家庭用財産		1,188	681,542
その他の財産	生命保険金等	492	16,242,583
	退職金及び功労金等	163	6,753,985
	立木	111	121,689
	その他の	1,435	23,829,680
	計	1,490	46,947,938
合計		1,675	349,577,257
相続時精算課税適用財産価額		127	4,649,495
債務等	債務	1,546	38,395,724
	葬式費用	1,637	3,724,529
	計	1,658	42,120,253
差引純資産価額		1,676	312,106,499
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		340	3,338,428
課税価格		1,677	315,444,927

調査対象等：平成23年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成24年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。